

新潟市民病院職員研修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月26日

新潟市病院事業管理者 五十嵐 修一

新潟市民病院管理規程第8号

新潟市民病院職員研修規程の一部を改正する規程

新潟市民病院職員研修規程（平成20年新潟市民病院管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（研修への参加）」に改め、同条中「研修会等」を「対面研修、オンライン研修その他の方法による研修」に、「派遣し」を「参加させ」に改める。

第12条第4項第1号中「医師法」の次に「（昭和23年法律第201号）」を加える。

附 則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。